

第 5 3 0 回 評 議 会 議 事 要 録

1 日 時 平成16年3月19日(金) 15:36～16:20

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

(1) 法人化後の諸規則(案)について

議長から、本件について審議の提案があった後、全学委員会関係の規則案として、総務部長から、①長崎大学に置く講座、学科目等に関する規則、②長崎大学情報政策委員会規則、③長崎大学情報政策委員会専門部会規程、④長崎大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則、⑤長崎大学放射性同位元素等安全管理委員会規程、⑥長崎大学生物災害防止安全管理規則、⑦長崎大学組換えDNA実験安全管理規則、⑧長崎大学動物実験委員会規程、⑨長崎大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規程、⑩長崎大学学術交流委員会規則、⑪長崎大学知的財産本部規則、⑫長崎大学外国人客員研究員規則について、資料1-1から資料1-12に基づき説明があった。

次に、学務関係の規則案として、学務部長から、①長崎大学学位規則、②長崎大学文教地区体育施設及び課外活動施設運営委員会規程、③長崎大学学生会館運営委員会規程、④長崎大学外国人留学生規則について、資料1-13から資料1-16に基づき説明があった。

次に、役員関係の規程として、人事制度WG座長の学長補佐から、①長崎大学役員倫理規程及び②長崎大学役員退職手当規程について、資料1-17及び資料1-18に基づき説明があった。

最後に、総務部長から、根拠法令の変更、学則の引用条項の変更、事務組織の変更等に伴う字句の修正は行うが、内容的な変更を行わないで法人化後の規則として制定し直す規則として、資料1-19により説明があった。

以上の説明を受け、長崎大学組換えDNA実験安全管理規則(資料1-7)に関し、①文部科学省の指針関連の法令に大幅な変更があったが、本規則案への内容的な取り込みの有無、②従来「封じ込めレベル」に関する資料の規定があったが、その資料の今後の取扱い方法、③上位法令の変更に伴う現在遂行中の実験に関する再申請の必要性、について質問があった。これについて、総務部長から、①上位法令を受けての本規則の内容は大幅な変更は行っていないが、従来の規定内容で差し支えないと考えていること、②従来、規定されていた資料等は、必要に応じ、下位の規程や別に定めることを検討すること、③本規

則案については関係委員会で審議が行われており、現在遂行中の実験に関しての書類の再申請等については、申請書類を確認の上、必要に応じて行うこととなる旨の説明があった。

また、長崎大学に置く講座、学科目等に関する規則（資料１－１）に関し、生産科学研究科の前期課程の２専攻増設に伴う規定化などについて質問があり、これについて、総務部長から、本規則案の別表の規定方法に関する疑義については、関係資料を作成し該当部に説明することとしたい旨の説明があった。

以上の審議の結果、本件については、原案のとおり了承された。

4 報告事項

(1) 施設整備委員会（第６回）の報告について

副学長（企画担当）から、２月２６日に開催された施設整備委員会の審議状況として、大要次のような報告があった。

- ① 公募した文教町２団地の教育研究用スペースについては、総合教育研究棟に４件、薬学部２件の使用申請があり、使用申請が重複していた部分については調整等を行い、審査の結果、資料２のとおり使用を許可すること。
- ② 教育研究用スペース使用料は、平成１６年度は規則により徴収しないが、平成１７年度以降については徴収する方向で検討していること。
- ③ 本件の審査結果等については、全学に周知するため、ホームページへの掲載等を行うこと。

(2) その他

ア 評議会議事要録の確定について

議長から、評議会が３月末で解散となることに伴い、本日及び３月２６日開催の評議会の議事要録の確定方法として、①議事要録の原案を送付するので検討いただき、特に意見等がなかった場合には原案どおり確定すること、②修正等の意見が出された場合には学長一任とし、学長が意見提出者と調整の上、修正後の議事要録を送付することで議事要録を確定したい旨の説明があり、了承された。

イ 「評議会解散の集い」の開催について

議長から、来年度からの法人化に伴い、評議会はこの３月末でその役割を終える旨の

発言があった後、最後の評議会開催日である3月26日の18時から会費制で行う「評議会解散の集い」について、案内があった。なお、事務連絡協議会構成員にも参加を呼び掛ける旨の説明が加えられた。

ウ 次回評議会の開催日時について

総務課長から、3月26日（金）15時00分から開催する旨の連絡があった。

（以 上）